

教育課程柔軟化サキドリ研究校 指定状況 (令和8年2月時点)

令和8年2月19日
教 育 課 程 部 会
総 則・評 価 特 別 部 会
参 考 資 料 3

「調整授業時数制度」導入後の円滑な制度実施に向けて、全国の学校や教育委員会での知見の蓄積が喫緊の課題。

「調整授業時数制度」(既存の各教科等への上乗せ、教科の新設、裁量的な時間(学習枠、研究・研修等枠))を先取りして試行し、柔軟な教育課程の編成・実施に取り組む学校を「サキドリ研究校」として指定。



文部科学省

指定校数

合計：332校

| 国公立 | 公立 | 国立 |
|-----|-----|----|
| 学校数 | 319 | 13 |

*別途、研究開発学校（令和7年度は9都道府県46校）において柔軟な教育課程の取組を実施

| 学校種 | 小学校等 | 中学校等 | 義務教育学校 |
|-----|------|------|--------|
| 学校数 | 205 | 117 | 10 |

*小学校等には、義務教育学校の前期課程のみ指定を希望する学校を含む

*中学校等には、中等教育学校（前期課程）、義務教育学校の後期課程のみ指定を希望する学校を含む

*義務教育学校は、前期課程と後期課程の両方の指定を希望する学校

指定期間 令和8年4月～令和10年3月

都道府県別

| 区分 | 小 | 中 | 義務 | 合計 |
|------|----|---|----|----|
| 北海道 | 2 | 1 | | 3 |
| 青森県 | 1 | | | 1 |
| 岩手県 | 2 | 1 | | 3 |
| 宮城県 | 3 | 1 | | 4 |
| 秋田県 | | 1 | | 1 |
| 山形県 | | 1 | | 1 |
| 福島県 | 3 | 1 | | 4 |
| 茨城県 | 4 | 1 | 1 | 6 |
| 栃木県 | 1 | 1 | | 2 |
| 群馬県 | 3 | 2 | | 5 |
| 埼玉県 | 3 | 1 | | 4 |
| 千葉県 | 5 | 5 | | 10 |
| 東京都 | 10 | 2 | | 12 |
| 神奈川県 | 8 | 7 | | 15 |
| 新潟県 | 1 | 1 | | 2 |
| 富山県 | 9 | | | 9 |
| 石川県 | | 1 | 1 | |
| 福井県 | | 1 | | 1 |
| 山梨県 | 1 | | | 1 |
| 長野県 | 4 | 5 | | 9 |
| 岐阜県 | 1 | 2 | | 3 |
| 静岡県 | 3 | 1 | | 4 |
| 愛知県 | 1 | | 1 | 2 |
| 三重県 | | | | |
| 滋賀県 | | | | |
| 京都府 | | | | |
| 大阪府 | | | | |
| 兵庫県 | | | | |
| 奈良県 | | | | |
| 和歌山县 | | | | |
| 鳥取県 | | | | |
| 島根県 | | | | |
| 岡山县 | | | | |
| 広島県 | | | | |
| 山口県 | | | | |
| 徳島県 | | | | |
| 香川県 | | | | |
| 愛媛県 | | | | |
| 高知県 | | | | |
| 福岡県 | | | | |
| 佐賀県 | | | | |
| 長崎県 | | | | |
| 熊本県 | | | | |
| 大分県 | | | | |
| 宮崎県 | | | | |
| 鹿児島県 | | | | |
| 沖縄県 | | | | |

指定都市別

| 区分 | 小 | 中 | 義務 | 合計 |
|-------|---|---|----|----|
| 札幌市 | 4 | 1 | | 5 |
| 仙台市 | 1 | 3 | | 4 |
| さいたま市 | 4 | 2 | | 6 |
| 千葉市 | 2 | 1 | | 3 |
| 横浜市 | 3 | 2 | 1 | 6 |
| 川崎市 | 6 | 3 | | 9 |
| 相模原市 | 2 | 1 | | 3 |
| 新潟市 | 4 | 1 | | 5 |
| 静岡市 | 2 | | | 2 |
| 浜松市 | 3 | | | 3 |
| 名古屋市 | | | | ※ |
| 京都市 | 5 | 4 | 1 | 10 |
| 大阪市 | 2 | 3 | | 5 |
| 堺市 | 2 | 2 | | 4 |
| 神戸市 | 4 | 3 | | 7 |
| 岡山市 | 3 | 2 | | 5 |
| 広島市 | 3 | 1 | | 4 |
| 北九州市 | 3 | 1 | | 4 |
| 福岡市 | 3 | 3 | | 6 |
| 熊本市 | 2 | 1 | | 3 |

国立大学別

| 区分 | 小 | 中 | 義務 | 合計 |
|---------|---|---|----|----|
| 北海道教育大学 | 1 | | | 1 |
| 山形大学 | 1 | | | 1 |
| 福島大学 | | 1 | | 1 |
| 埼玉大学 | 1 | | | 1 |
| 東京学芸大学 | 1 | | | 1 |
| 横浜国立大学 | 1 | | | 1 |
| 富山大学 | 1 | 1 | | 2 |
| 金沢大学 | | 1 | | 1 |
| 京都教育大学 | | 1 | | 1 |
| 大阪教育大学 | 2 | | | 2 |
| 熊本大学 | 1 | | | 1 |

合計 205 117 10 332

都道府県・指定都市あたり
平均指定校数：4.8校

※名古屋市は令和7年度から取り組んでいる
研究開発学校の数を令和8年度から15校増やし、
計19校で実施予定（外数）

取組の具体例

教科の新設

(奈良県広陵町立広陵中学校)

「広陵探究」を新設し、社会科で学ぶ地域の学習をベースに、さまざまな資料や情報を収集・比較して、広陵町の課題を考え、よりよい広陵町をつくるにはどうしたらよいかを生徒が主体的に探究する。

(福島県いわき市立勿来第一小学校)

「しあわせ探究科」を新設し、震災復興の中で育成の必要性が明確になりながらも、道徳科の枠組みでは十分に扱いきれなかった8つの資質・能力（主体的行動力、レジリエンス、ボランティア精神等）を明確に位置付けて、地域課題と結び付けた独自教科として展開する。

裁量的な時間（学習枠）

①個に応じた学習過程の充実に資する取組

(例) 個別最適な学びを実現するための自己課題の発見および解決を行う。（岩手県遠野市立遠野東中学校）

②学習の素地を高める取組

(例) すべての学年に1コマ30分の「たまいちタイム」を設定し、E S D等の個人の探究やそれをねらいとした体験活動等を行う。（東京都多摩市立多摩第一小学校）

③関係性の質を高め、学習の一層の円滑化に特に資する取組

(例) 互いの思いや個性を認め合い、多様な他者と人間関係を形成するため、話すこと・聞くことなどの伝え合う力を育成し、協働してよりよい学校生活を送っていくとする態度を育む。（兵庫県宍粟市立河東小学校）

④その他地域等の特色を生かした取組

(例) 創立100周年を2年後に控え、学校の歴史調べ、地域の伝統文化の体験学習等を行う。（川崎市立幸町小学校）

裁量的な時間（研究・研修等枠）

①質の高い授業を効果的に実施するための教材研究・授業研究

(例) ICTを効果的に活用した事例研修を行い、45分授業においても従来の50分授業と同等の学習効果を生み出すための工夫を共有・実践する。（長崎県諫早市立真城中学校）

②教師の資質・能力の向上を図るための学校・教育委員会が企画する研修

(例) 子どもの「問い合わせ」から始まる、子ども自ら主体的に学ぶ授業研究を行う。講師や経験豊富な先達教員から指導を受け、ともに学び、新たな指導法、授業づくりを研究する。（徳島県阿南市立吉井小学校）

③児童生徒理解の向上など、学習・指導上の課題解決に資する情報共有・協議

(例) 学校全体はもとより、低学年部、中学年部、高学年部の各ユニットの時間として、チーム担任制、教科担任制の運用、児童理解と支援についてチームとしての共有・協議を行う。（京都市立桂小学校）

④学校と地域との連携体制の確保

(例) 総合的な学習の時間において、地域の企業・大学等と連携し、こども視点で「未来にあつたらいいな」と思うモビリティやくらしを構想・創造する活動に取り組むことから、教職員研修として、社会の多様な専門性を取り入れた研修の充実を図る。（広島市立畠賀小学校）

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「調整授業時数制度」(※)の創設について検討中。全国の教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。
(※) 各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。
- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。
- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。

※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

事業概要

- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「調整授業時数制度」を先取りするような形で教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する。

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

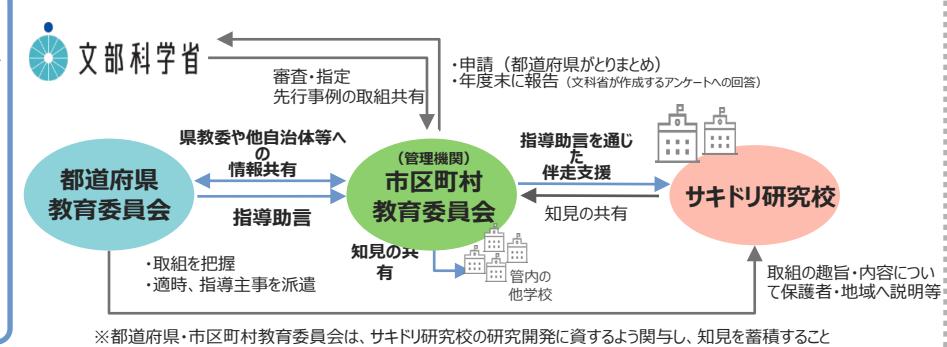
サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、調整授業時数は対象教科等（※1）ごとに10%程度を上限とし、使途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ①既存の各教科等への上乗せ
- ②教科の新設
- ③裁量的な時間 (ア)子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動 (※2)
(イ)教師の組織的な研究・研修等

※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、対象外

※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない

※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③(ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



対象

全国の国公立の小中学校等のうち希望する学校

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。都道府県・指定都市の規模等に応じて6校以上も可能。
- ※ 各都道府県・指定都市における申請校には必ず中学校を含むこととする。
- ※ 国立の学校は1法人につき1校程度を上限として指定。

指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定

※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始
令和8年4月～